

一般競争入札 入札説明書

鹿児島県 出水市病院事業

1 入札に付する物件

物件名	所在地	地目	地積	最低売却価格
		構造	床面積	
野田診療所 旧歯科医師住宅	出水市野田町上名 6026番3	宅地	381.19 m ²	5,734,614 円
		木造セメント瓦ぶき平家建 (住居)	86.12 m ²	
		木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建(車庫)	14.90 m ²	

2 現地説明会の開催

(1) 日時 平成22年4月19日(月) 午後2時から

(2) 場所 物件の場所

注1 説明会は物件所在地において、約5～10分間程度です。

2 外観の見学は上記日時以外でも自由にできます。

(ただし、現地での説明はありません。)

3 入札日時・場所

(1) 日時 平成22年4月30日(金) 午後2時

(2) 場所 出水市役所野田支所 2階 201会議室

4 入札参加制限等

個人・法人いずれでも入札に参加できますが、次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 破産者で復権を得ていない者

(3) 上記(1)及び(2)以外で当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

5 入札日に持参するもの

(1) 入札保証金の領収書(詳細は6参照)

- (2) 入札に参加する者の印鑑（朱肉を用いるもの：みとめ印で可）
- (3) 入札保証金還付請求書（詳細は6参照）
- (4) 委任状（代理人の場合）

入札書は当日会場にも準備してありますが、記入したものを持参されても結構です。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札日の前日までに入札保証金を、出水総合医療センター野田診療所指定の納入通知書で納付しなければなりません。入札保証金は、あなたが入札しようとする金額の1割以上の金額です。

（納入通知書は出水総合医療センター経営企画課、野田診療所事務課、野田支所地域振興室に準備してあります。）

（例）

（あなたが入札しようとする金額）		（入札保証金）
6,500,000円	× 1割以上	= <u>650,000円以上</u>

この場合、650,000円以上を納付していただく必要があります。

- (2) 落札者以外の入札保証金は、入札保証金還付請求書によりご指定の金融機関口座へ振込みにより返還します。なお、口座振込の手続きには2週間程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- (3) 入札保証金還付請求書は、事前に作成の上、入札日当日ご持参ください。
- (4) 返還する入札保証金には、利息は付しません。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。
- (6) 落札者が契約を締結しないときは、契約保証金は返還しません。

7 入札参加の留意事項等

- (1) 入札参加の留意事項

- ア 入札時間に遅れた場合、入札に参加できませんので、注意してください。
- イ 現状有姿での売買になりますので、必ず現地を確認して参加してください。
- ウ 地下埋設物調査及び土壌調査は、行っておりません。
- エ 入札書の郵送による参加（郵便入札）は認めません。

- (2) 入札上の注意

- ア 入札者は、同一物件について他人の代理を兼ねることはできません。
- イ 代理人が入札に参加しようとする場合は、入札前に必ず委任状の提出が必要です。また、代理人は、同一物件について二人以上の代理人を兼ねることはできません。
- ウ 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければなりません。

エ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、書替え又は撤回をすることはできません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、注意してください。

ア 入札参加資格がなくて、入札したとき。

イ 同一物件について、二通以上の入札書を提出したとき。

ウ 入札書に記名押印のないとき。

エ 入札金額が加除訂正されているとき。(修正テープ等による加除訂正を含む。)

オ 入札書記載事項について判読できないとき。

カ 入札金額以外の記載事項が押印をせずに加除訂正されているとき。

キ 入札書の必要事項を容易に消せる筆記用具(例：鉛筆)で記入しているとき。

ク 入札保証金を差し出さない者及び入札保証金の額が入札金額の1割に満たないとき。

ケ 代理人で委任状を提出しないとき。

コ 他人の代理を兼ね若しくは二人以上の代理をしたとき。

サ 入札者が協定して入札したと認められるとき。

シ 入札者に不正行為があったとき。

ス その他、入札に関する条件に違反したとき。

8 開札

(1) 入札後直ちに、入札者立会いのもとに開札します。

(2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができません。

9 落札者の決定

(1) 市が定める最低売却価格以上で最高の価格の入札者をもって、落札者とします。

(2) 落札となるべき同一価格の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじ引きで落札者を決めます。この場合くじ引きを辞退することはできません。

10 入札の中止

(1) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。

(2) 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

11 契約締結等

(1) 落札者は落札決定の通知を受けた日から10日以内に売買契約を締結していただきます。契約がなされない場合は、その落札は失効します。

入札保証金は、契約保証金に充当しますが、落札者が契約しないときには入札保証金は返還しません。

(2) 落札者以外の名義人とは契約は締結できません。

(3) 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者の負担となります。

契約金額（売買代金）	印紙税額
100万円を超え、500万円以下のもの	2,000円
500万円を超え、1千万円以下のもの	10,000円
1千万円を超え、5千万円以下のもの	15,000円

12 売買代金の納付

(1) 落札者は、契約締結日後、平成22年8月31日までに出水総合医療センター野田診療所の発行する納入通知書により、売買代金の残金を一括して納付していただきます。

(2) 契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の支払いを確認後、売買代金に充当します。

13 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、落札者の名義に出水市が行います。

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

$$\text{登録免許税} = \text{固定資産税評価額} \times 10 / 1000$$

計算した額に100円未満の端数があるときには切り捨てます。

問い合わせ先

住 所：〒899-0131 出水市明神町520番

出水総合医療センター 経営企画課 財務係

電 話：0996-67-1611（代表）

F A X：0996-67-1661